令和４年度介護等体験の実施に係る新型コロナウイルス感染症対策について

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、以下のとおり施設利用者や施設関係者及び学生の安全確保と感染被害防止を図りつつ、本事業の実施について進めてまいりますのでご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後の情勢等を考慮し、対応を変更することがあります。

１．受入施設に対する留意事項

（１）３つの密（換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重ならないようにする等に留意した上で、体験内容を検討してください。

（２）利用者と直接接しない体験を主として実施することも考えられます。

（例：車椅子の点検、清掃、洗濯、花壇の整備、掲示物の貼り替え等）

（３）学生に対し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

（４）学生には、常時マスクの着用をさせてください。

（５）学生から、介護等体験の２週間前からの「介護等体験健康観察チェックシート」の提示を受け体調管理の確認をお願いします。介護等体験中も同様の確認をお願いします。

２．大学等への留意事項

（１）介護等体験の２週間前から「介護等体験健康観察チェックシート」の記入を指導し、体験施設へ提示するよう指導してください。

（２）介護等体験中も「介護等体験健康観察チェックシート」を記入し体験施設へ提示するよう指導してください。

（３）学生が感染リスクの高い場所に行く機会を減らすよう徹底してください。

（４）学生に対し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

（５）学生には、体験中、常時マスクの着用をさせてください。

（６）介護等体験中に、発熱等の症状やその他体調不良が見られる場合には、自宅で休養するよう指導してください。

（７）介護等体験の終了後に学生の感染が判明した場合、速やかに群馬県社会福祉協議会総務企画課介護等体験係へ報告願います。

（８）体験期間の短縮等により、卒業年次の学生など来年度に介護等体験を延期することができない学生を優先する場合がありますことをご承知ください。

（９）新型コロナウイルス感染症の関係等により、大学等で健康診断が受けられない場合には、個々に医療機関に問い合わせいただき体験日までに準備をしてください。

（10）新型コロナウイルス感染症流行期においては、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和３年４月１３日付３文科教第２０号文部科学省総合教育政策局長通知）を参照し、代替措置での対応をご検討ください。

３．介護等体験の中止等を判断する状況

（１）学生が新型コロナウイルス検査で陽性の診断が出たとき。

（２）学生が同居する家族等において新型コロナウイルス検査で陽性の診断が出たとき。

（３）受入施設の関係者（利用者、職員等）が新型コロナウイルス検査で陽性の診断が出たとき。

（４）その他、新型コロナウイルス感染症をめぐる群馬県の状況等を踏まえ、介護等体験を中止することが適当と群馬県社会福祉協議会長が判断したとき。

４．その他

（１）学生やその同居家族、受入施設の関係者（利用者、職員等）が新型コロナウイルス検査で陽性の診断が出た場合は、群馬県社会福祉協議会総務企画課介護等体験係へご連絡をお願いいたします。

（２）体験の受入予定時期等については、その都度本会ホームページ等でご案内いたします。ご不明な点は、以下の連絡先にお問い合わせください。

（３）連絡先

　　　群馬県社会福祉協議会総務企画課介護等体験係

　　　Tel：０２７－２５５－６０３３　Fax：０２７－２５５－６１７３

　　　E-mail：[kaigotoutaiken@g-shakyo.or.jp](mailto:kaigotoutaiken@g-shakyo.or.jp)

　　　URL：https://www.g-shakyo.or.jp/